

指定居宅介護サービス事業者重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

地域密着型通所介護（群馬県指定第1070200132号）

当事業所はご契約者に対して地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「総合事業」「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですが、お早めに認定を受けられることをお勧めいたします。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人希望館
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1
- (3) 電話番号 027-322-4985
- (4) 代表者氏名 理事長 松澤 斉
- (5) 設立年月日 昭和27年4月22日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所・平成12年1月4日指定
群馬県 1070200132 号

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業サービスを提供します。

(3) 施設の名称

デイサービス六郷友の家

(4) 施設の所在地

群馬県高崎市下小鳥町76番地5

(5) 電話番号

027-363-7660

(6) 施設長（管理者）

秋山 修次

(7) 当施設の運営方針

センターの従業者は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月

平成12年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域

高崎市全域（旧倉渕村、旧吉井町、旧榛名町、旧新町を除く）

営業日及び営業時間

月曜～土曜 8:30～17:30を原則といたしますが、このほかに臨時休業をすることがあります。

(10) 利用定員

1日あたり 18名

3. 職員の配置状況

管理者	1名
生活相談員	1名
介護職員	2名以上
看護師・機能訓練指導員	1名
調理員	1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険・保険者の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割又は8割、7割）が介護保険または、保険者から給付されます。

〈サービスの概要〉

食事

- ・当事業所では、栄養士（調理員）の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事とっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：15～13：15

入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日および実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）、（介護予防サービス支援計画）がある場合には、それを踏まえた通所介護計画（介護予防通所介護計画）に定められます。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、通所介護計画（介護予防通所介護計画）に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

それぞれのサービスについて料金は次の通りです。

く サービス利用料金)

下記の料金表によって、ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金
介護保険・保険者の給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの
利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

・日常生活支援総合事業（定額制）

利用料金（月額）	
要支援 1 相当	1, 7 9 8 単位／月
要支援 2 相当	3, 6 2 1 単位／月

介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）
1 ヶ月の利用料合計の 9. 0 %に相当する単位

体制加算	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	
要支援 1 相当	2 4 単位／月
要支援 2 相当	4 8 単位／月

・介護給付

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 ～ 4 時間	4 1 6 単位	4 7 8 単位	5 4 0 単位	6 0 0 単位	6 6 3 単位
4 ～ 5 時間	4 3 6 単位	5 0 1 単位	5 6 6 単位	6 2 9 単位	6 9 5 単位
5 ～ 6 時間	6 5 7 単位	7 7 6 単位	8 9 6 単位	1, 0 1 3 単位	1, 1 3 4 単位
6 ～ 7 時間	6 7 8 単位	8 0 1 単位	9 2 5 単位	1, 0 4 9 単位	1, 1 7 2 単位
7 ～ 8 時間	7 5 3 単位	8 9 0 単位	1, 0 3 2 単位	1, 1 7 2 単位	1, 3 1 2 単位

選択サービス（加算）		体制加算	
入浴介助加算	4 0 単位／回	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	5 6 単位／日	要介護 1 ～ 5	6 単位／回
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）			
1 ヶ月の利用料合計の 9. 0 %に相当する単位			

☆ 事業所が送迎を行わない場合は片道 4 7 単位を減算とさせていただきます。

☆ 地域区分の適用地域により高崎市は 6 級地に該当しますので表記料金に 1 0. 2 7 を乗じた額の 1 割又は 2 割・3 割を請求させていただきます。

（総合事業・介護給付 共通）

- ・食事代（総合事業・介護給付 共通） 1 食あたり 4 5 0 円（おやつ代を含む）
- ・その他 レクリエーション等にかかる費用については、自己負担をお願いします。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するため国で定められた標準的な所要時間です。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護・事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険・保険者から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険・保険者からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険・保険者の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

介護保険・保険者の給付の「支給限度額を超えるサービス」

介護保険・保険者の給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

料金：原則として、材料代等の実費をいただきます。

日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

高崎市以外の方の利用料金：1 k m 1 8 円

行政手続の代行による利用料金はかかりません。

☆なおこれらの料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用時に現金又は、口座振替にてお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただくことはありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び通所介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者

秋山修次

○苦情処理担当者

秋山修次（管理者）

○受付時間

月曜日～土曜日 8：30～17：30

○受付電話番号

027-363-7660

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険担当課	所在地 群馬県高崎市高松町35-1 電話番号 027-321-1111 FAX 027-327-6470 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15
群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 群馬県前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1323 FAX 027-255-5077 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30
群馬県介護高齢課	所在地 群馬県前橋市大手町1-1-1 電話番号 027-226-2576 FAX 027-223-6725 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋
- (2) 建物の延べ床面積 561.5
- (3) 事業所の周辺環境 住宅街に位置し、買物等に非常に便利
- (4) 施設の周辺環境 同上

2. 職員の配置状況

〈配置職員の種類〉

生活相談員・・・ご契約者の生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
→ 1名の生活相談員を配置しています。

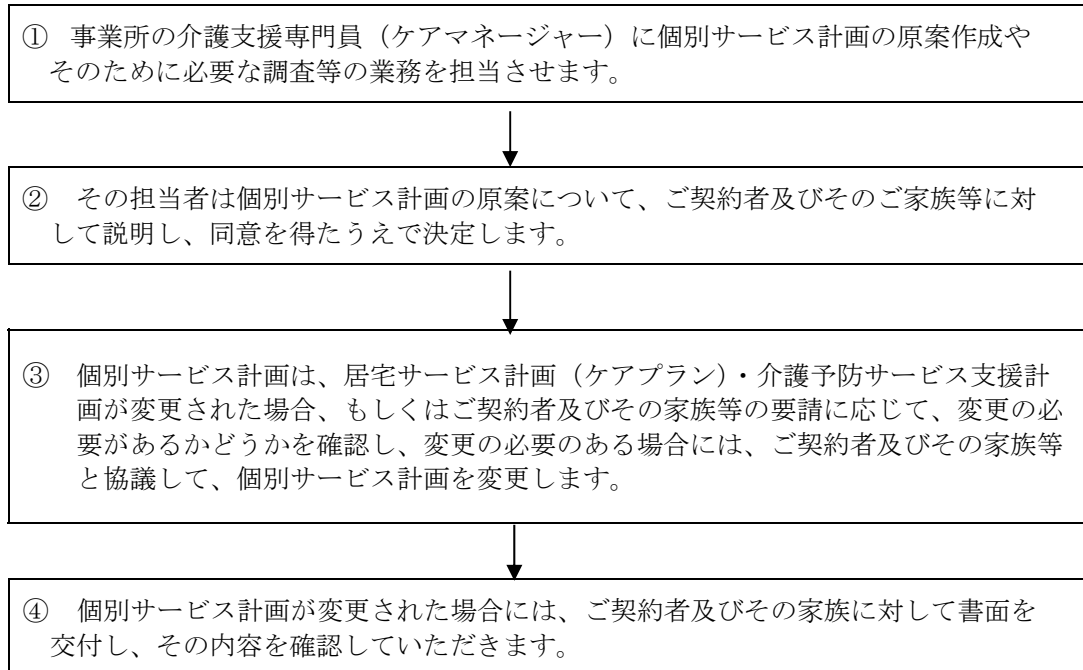
介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。
→ 1名の機能訓練指導員を配置しています。

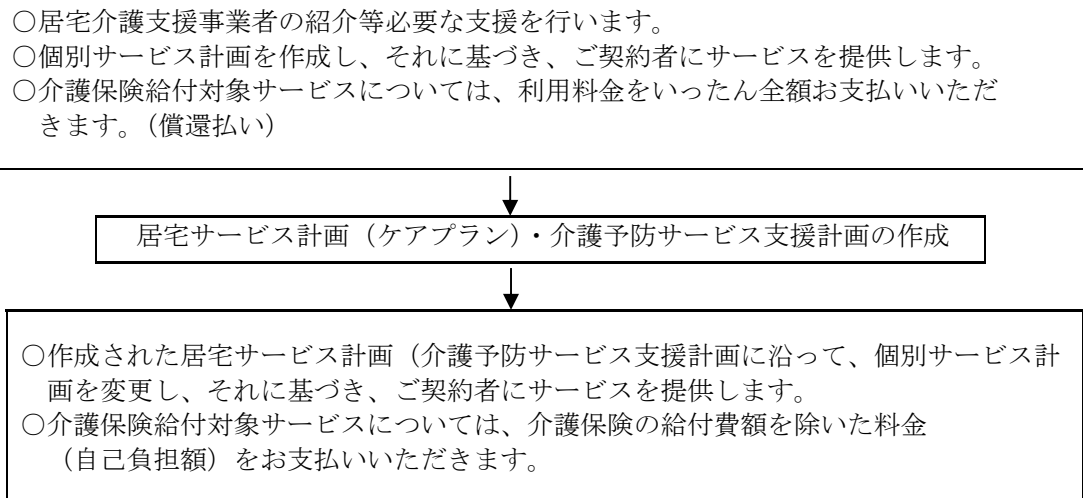
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス支援計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

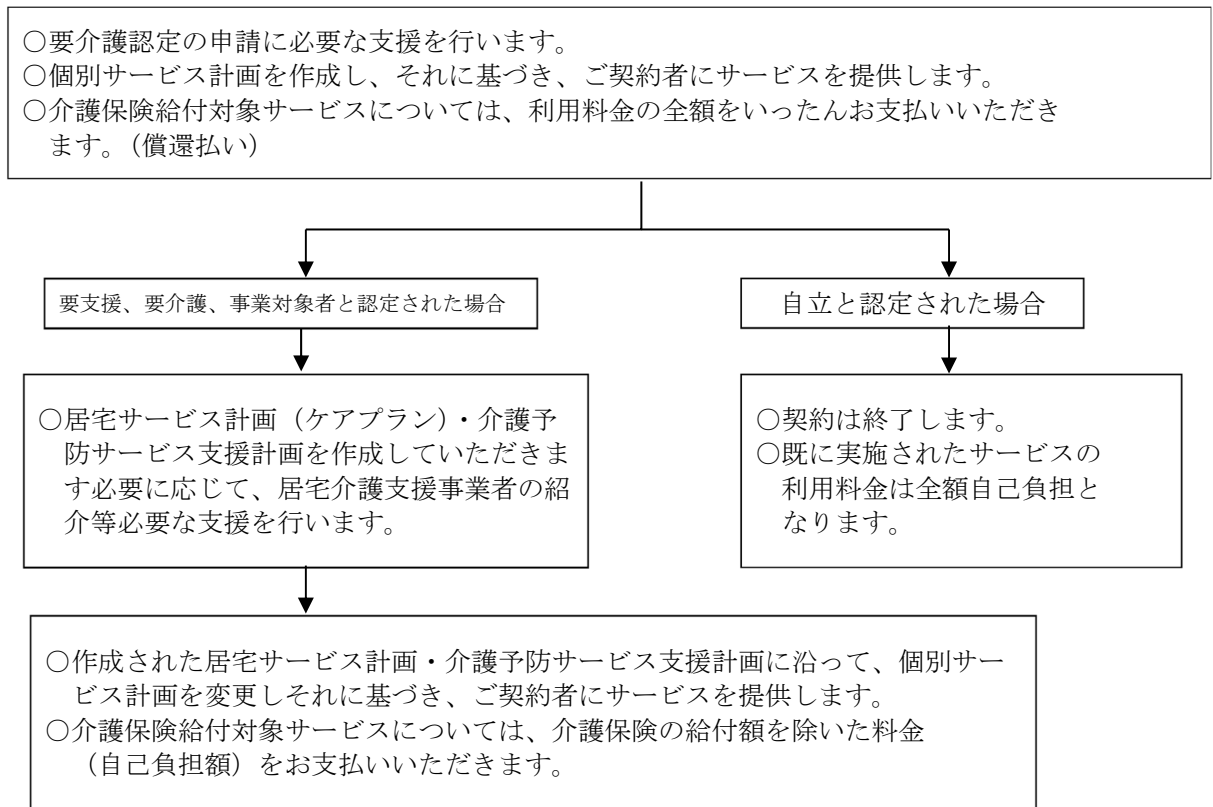
契約締結からサービス提供までの流れ次の通りです。



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス支援計画」が作成され



(3) 要介護認定を受けていない場合は次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護などに配慮致します。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害時に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提出したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急でやむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処理を講じます。

- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を担当者会議等以外に、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

5. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 虐待防止に関する責任者 (職・氏名) 管理者・秋山 修次
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- ⑤ 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します

6. 身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

7. 衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下の物は原則として持ち込むことができません。

食べ物・貴重品類・高額な現金

※その他ここで示さないものについても協議の上持ち込みをご遠慮いただくことがあります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

○施設は本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 0．損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 1．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者から解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前（*最大7日）までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス支援計画」が変更された場合（一部解約はできません）

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合に置いて、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上（※最低3ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。